

メルマガ倶楽部 入会に関する約款

齊藤丈弘ならびに株式会社ゼネラルサーフが運営するメルマガ倶楽部（以下、「甲」という）と、メルマガ倶楽部入会者（以下、「乙」という）との間に、次の通り契約条項を定める。

第1条（定義）

本契約における秘密事項とは、甲が乙にマニュアルを開示するに当たって、書面・口頭とを問わず、甲の秘密事項である、電子データを問わない業務上における一切の知識及び情報をいう。但し、乙につき次の各号の一に該当するものは除外する。

- （1）甲より開示を受けた時点において既に公に知らしめられているもの
- （2）甲より開示を受けた後に乙の故意・過失によらず公知となったもの
- （3）甲より開示を受ける前に乙が自ら知得し、又は秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを乙が証明できるもの

第2条（秘密保持義務）

- ①乙は、前条による秘密事項を第三者に開示もしくは漏洩しないものとする。ただし、事前に甲より書面またはメールによる承諾を得た場合はこの限りではない。
- ②前項の甲の事前承諾を得た場合であっても、乙は、当該第三者が本契約上の乙の義務と同等の義務を甲に対して負う旨を確約する書面を甲に提出するものとし、甲がこれを受理するまでは、当該第三者に対し前条の秘密事項を開示しないものとする。
- ③当該第三者に秘密事項を開示した後は、乙は当該第三者と連帯して甲に対してかかる義務の履行につき責任を有するものとする。
- ④第1条(1)の場合においても、メルマガ倶楽部の内容を第三者に口頭・書面などあらゆる手段を問わず、開示してはならない。

第3条（使用目的）

乙は、本契約により開示される秘密事項をアフィリエイトで成果をあげる目的のためのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しないものとする。

第4条（開示の範囲）

- ①乙は、第1条により開示された秘密事項を、乙のみ使用できるものとする。
- ②乙は、前項に基づき乙以外に秘密事項を開示するときは、甲に対しその氏名及び開示する秘密事項の範囲および内容を書面またはメールにて通知し、事前に甲の承認を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

第5条(複写)

①乙は、甲から開示された秘密情報を本件のためにのみ必要最小限の範囲で複写、複製することができる。複写、複製した情報は当該秘密情報と同様に秘密に保持し、管理しなければならない。事前に書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

②本契約が解約されたとき、又は甲から要請があったときは、秘密事項が記載又は保存された文書、サーバーデータ、電子データ等を、全て甲に引渡すものとする。

第6条(損害金)

乙又は第2条の第三者に起因する事由により、秘密事項が漏洩したことにより甲が損害を被った場合には、甲は乙に対し直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において、損害賠償を請求できるものとする。但し、本契約による義務の履行につき乙に懈怠のなかったことが明らかになった場合はこの限りでない。

第7条(成果報告の義務)

メルマガ倶楽部は成果報酬制を採用しているため、乙は甲に対し、毎月の成果を報告する義務を有する。毎月の成果報告は、指定されたフォームより行うものとする。

第8条(成果報酬の支払い)

成果報酬として、前々月の成果に応じて、毎月3万円を上限とする受講料を毎月末日までに指定口座へ支払うこと。

別紙「成果報酬の支払いについて」 <http://www.mail-club.biz/seika/> を参照。

第9条(罰則)

成果報告が期日までに行われず、成果報酬の支払いが遅れる、成果報酬の支払いがされない、などの行為が確認された場合は、毎月の上限金額である3万円を該当月毎に甲は乙に請求できるものとする。

第10条(退会)

乙の判断により退会を申請することができる。ただし、以下に該当する場合は退会を認められない。

1. 入会后、アフィリエイトで利益が出ている状態にあるとき。
⇒ 成果報酬の支払い義務が存続する。
2. 成果報酬の累計が50万円に達した場合は、希望により退会可能。
3. 毎月の成果報告や成果報酬の支払いが行われておらず、不正が疑われる場合。

第11条（有効期間）

本契約の有効期間は、メルマガ倶楽部入会日より契約解除日までとする。

第12条（約款の変更）

約款の変更がある場合は、甲乙ともに不利な内容でない範囲で、メルマガ倶楽部を円滑に運営する目的として変更できるものとする。

約款は常時確認できるようにする。

第13条（その他）

本契約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

以上、メルマガ倶楽部運営者

〒388-8014

長野県長野市篠ノ井塩崎 6746-5

齊藤 丈弘

〒225-0024

神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町1073-22

アネックス市ヶ尾102

株式会社ゼネラルサーフ

代表取締役 河合 利宗